

再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会
(第3回)

日時 令和元年10月28日(月) 17:00~18:41

場所 経済産業省 本館17階 国際会議室

○清水新エネルギー課長

定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の第3回会合を開催いたします。

本日はご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、本日もオブザーバーとして関係業界団体、関係機関の皆様にご参加いただいております。オブザーバーのご紹介につきましては、時間の関係上、お手元の委員等名簿の配付をもつてかえさせていただきます。

お手元のマイクで、左側のところのオレンジのボタンの色のついていらっしゃる方がもしいらっしゃいましたら、確認いただけると幸いです。大丈夫でしょうか。

それでは、山地委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○山地委員長

それでは、第3回になります会合を始めたいと思います。

前回は電源の特性に応じた制度構築ということで2つ挙げたんですけれども、競争電源に関する制度のあり方についてご議論いただきました。きょうはもう一つの再エネ活用モデルである地域活用電源について、その制度設計のあり方をご議論いただければと思います。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

本日の委員会はユーチューブでライブ中継しております。ユーチューブでごらんの皆様方におかれましては、経済産業省のホームページにアップロードしておりますファイルをごらんください。

本日の配付資料でございますが、お手元でございますとおり配付資料一覧、議事次第、委員等名簿、座席表に続きまして、資料1といたしまして地域活用電源に係る制度のあり方、資料2といたしまして本日ご欠席の岩船委員からのご意見をご用意しております。

○山地委員長

資料はよろしいでしょうかね。

プレスの撮影はここまでということだけでも、特にございませぬね。

では、早速議事に入っていきたいと思います。

まず、事務局から資料1の説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

お手元の資料1に基づきまして、地域活用電源に係る制度のあり方ということで事務局から冒頭ご説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、2ページ目から以降のところはこれまでの資料でございますが、本日の議論の論点でございますが、全体論点1の中の地域活用電源に係る制度のあり方ということで、地域で活用される電源について自家消費等を優先的に評価する仕組みを前提としつつ、当面は現行のFIT制度の基本的枠組みを維持するという形で大量小委員会のほうで整理をされておりますが、これを具体的にはどのように評価し、支援の対象としていくかということについて本日は議論を深掘りしていただければと思っております。

3ページ目以降のところは参考で、3ページ目が大量小委員会の地域活用電源のところの抜萃でございます。

4ページ目が第1回の会に提示させていただきました地域活用電源についての論点の部分、それから、5ページ目でございますが、同じく第1回の主力化委員会の際の方向性と論点ということでございますが、地域活用電源の制度設計に当たりましては、発電所へのインプットとアウトプットという面に着目した上で地域の便益を評価してはどうかということで、アウトプットにつきましては、この紙の下の方の半分でございますが、レジリエンス、自家消費、地域消費といったような価値を提示させていただきましたが、今後具体化していくということで第1回の議論をさせていただいたところでございます。

続きまして、6ページ目以降でこの本件についての具体的な考え方ということで、アウトプット、インプットのまずアウトプットのほうでございます。

7ページ目のところでございますが、アウトプットにつきましては、今申し上げましたとおり第1回の会でレジリエンス、自家消費、地域消費といったことについて価値を提示させていただきましたが、改めてその価値を確認させていただく際には、まず自家消費・地域消費については、自家消費の逆潮流の低減、それから、地域消費における上位系統への潮流の低減といった観点から系統負荷の軽減という効果があるということ。それから、災害時のレジリエンスの強化といった点にも資するといったような価値があるというふうに考えています。特にこのレジリエンスという部分につきましては、昨年の北海道の地震、それから、ことしの台風15号、19号等においてもより一層その強化が重要になっているというふうに認識しております。

こういった状況の中で、先ほど申し上げましたレジリエンス、自家消費、地域消費といったものについてそれぞればらばらというよりも、むしろ自家消費や地域消費といった類型について、レジリエンスに資するものを地域活用の要件の対象としてはどうかというふうに考えてございます。

具体的に申し上げますと、4つ目のビュレットでございますが、自家消費と地域消費というふうに2つに分けまして、自家消費型というのは需要地において需給一体的な構造として系統負荷の小さい形での事業運営がなされるという平時の部分、それから、災害時に自立的に活用されるということで、全体としてレジリエンス強化に資するもの。それから、

この地域消費型というものは、災害時に地域住民に利用されることを前提に、平時においても地域の需要家に対して熱電併給なんかも活用しながらエネルギーの融通をされるということで、いずれにつきましても、全体としてレジリエンス強化に資するものというようなことで具体的な要件をつけていってはどうかというのが基本的な考え方とさせていただいております。

また、その検討に当たっての留意点ということで、自家消費型と地域消費型ということで比較をした場合に、構造的により自家消費のほうが需要地に近接している、また、レジリエンスという意味でもより効果が高いものであるのではないかという点、それから、地域消費型というものについては、一定の自治体さんの関与・連携という枠組みがないと、なかなか災害時の有効活用が難しいといったような特徴があるんじゃないかということ踏まえながら検討していくというふうにさせていただいております。

めくっていただきまして、8ページ目のところで台風時における再エネ電源の活用ということで、2つ目のポツのところでございますが、昨年の地震の際にも機能したところでございますが、今般の台風15号の停電の際にも、自立運転機能の利用によって停電時においても電力利用が継続できた家庭というのが約8割ということになってございます。

それから、3つ目のポツでございますが、住宅用に限らず事業用太陽光の事業者の中にも自立運転機能を有している方がいらっちゃって、近隣住民への電力の提供といったようなことの事例も出てきているところがございます。こういった形で災害時における再エネ電源の有効性、特に自立運転ということの重要性ということが出てきているということのスライドでございます。

めくっていただきまして、次が9ページ目でございますが、同じく千葉県のケースで船橋市のバイオマス発電、こちらが自立運転の機能を有していたということで、停電の際にもその電源を生かしてごみ処理を継続し、熱電併給ということで温浴施設の通常運転もできたという事例でございます。

今度10ページ目が同じく千葉における例でございますが、このむつぎわウェルネススマートタウンさんのケースでございますが、この一番左下のところに事業の概要がございますが、天然ガスコジェネと再エネを組み合わせ、地域の住民、それから、道の駅に供給するというような仕組みでございますが、真ん中のところの四角囲みでございますが、9月9日に町内全域が停電した際にも直ちにコジェネを立ち上げて住宅と道の駅に供給したというようなことで、分散型エネルギーがレジリエンスを発揮したという事例の紹介でございます。

次のページがこうした分散型エネルギーの促進ということで、今回の抜本見直しと軌を一にするものですが、その外側でこのプラットフォームの設置ということをやろうと思っておりますが、こちらはちょっと施策の宣伝的になりますが、11月1日に新たなプラットフォームを立ち上げるということで、やはり分散型エネルギー、関係のプレーヤーが非常に多いということで関係のプレーヤーが競争していく、それから、課題を共有するという

ことで立ち上げようとしているところをごさいます、本日の22時までが申し込みになってごさいますので、ぜひ申し込みをいただければというふうに思っております。

続きまして、先ほど申し上げましたアウトプットの考え方の自家消費型、地域消費型と2つの形に分けた場合の自家消費型の具体的な定義というところをごさいます。

13ページのところをごさいます、自家消費型の定義の案ということでごさいます、最初の総論のところの2つ目のポツ、「具体的には」というところですが、まず自家消費の確認ができることというのが1点目、それから、2点目に災害時に当該電気が活用できることというようなことで、全体としてレジリエンスに資するものを要件としていくべきではないかということをごさいます。

1点目の自家消費の確認というのは真ん中のところの固まりでごさいます、自家消費の確認については、住宅用太陽光の現状と同様に自家消費を行った後の電気を売電する設備構造を有しているかどうかといったことを確認するというにしようかということをごさいます、2つ目のポツにありますように、その際、ある種制度逃れと申しますか、ごくわずかな自家消費を行うような設備が設置されて、実質的に全量売電となってしまうようなものは防ぐ必要があるということで、こういったものを防ぐための仕組みということでの適切な設計、例えば発電設備の規模、キロワットに応じた需要、受電契約をしているかといったようなことの確認といったことが必要なのではないかなという点をごさいます。これが1点目の自家消費の確認ができるかどうか。

それから、2点目に災害時における活用ということで、自家消費型のものにつきましては、設備構造として自立運転モードを有しているか、電気を供給できる構造になっているかといったことを確認してはどうかというようなことで定義づけの案を提示させていただいております。

14ページ目が現在の自家消費の状況ということで、現状の固定価格買取制度における定期報告のデータで見まして、左側の表は一番左のところにパーセントがごさいます、これが余剰売電比率ということでごさいます、この数字が小さいほど自家消費をしているというようなデータをごさいます。見ていただきますと、この赤枠の囲いのところで10から50キロワットの規模で自家消費をしている案件、それから、50から500キロワット、これは細かく見ていくと50から100ぐらいが大半でごさいます、小さい規模のものでいくと、現状の制度の中でも自家消費をしているということが見てとれます。

それから、続きまして15ページで、先ほど途中で申し上げました事業用太陽光で自立運転をしていくといった場合に、どの程度追加費用が必要になるかということをごさいます、まずパワコンにつきましては、この50キロワット未満のパワコンと同じようなものを基本的には使用可能ということで、そのほかコンセント等の設置なんかも含めて、全体として約14万程度とのヒアリングの結果として出ているところをごさいます。

移りまして、今度は2つ目の形、地域消費型のほうの定義の話に移りたいと思います。

めくっていただきまして、17ページ目をごさいます、地域消費型の定義というところ

でございますが、地域消費型については先ほども申し上げましたとおり、災害時に地域住民に利用されることを前提とした上で、通常時・平時においても地域の需要家に対し熱電併給等も活用しながらエネルギーが融通されることということでございますが、具体的にこの地域消費の型については、電気を地域に供給していく、消費していくという形と熱を地域消費していくというような類型に分かれるのではないかとということで、それぞれについて災害時にどのように当該発電設備からの電気や熱が活用されるのかという点、それから、平時において地域消費の確認がどうできるかといったことを見ていく必要があるのではないかとということでございます。

18ページ目でございますが、具体的な定義ということで、まず1つ目の電気を地域消費する類型ということでございます。

まず、災害時につきましては、冒頭の中でも申し上げましたが、地域消費の形のものは、当該発電設備だけで災害時の活用はなかなか難しいところがあるかというふうに考えております。そのため、地方自治体さんとの関与・連携といったことが重要であるということで、2行目のこの太字の部分ですが、災害時に発電設備で発電された電気を活用することについて市町村の防災計画等で位置づけられている、市町村さんの関与があることを確認するというようなことで、災害時における活用を担保してはどうかというふうにしております。

なお書き、2つ目のポツのところでございますが、将来的にはマイクログリッドの活用といったようなことが有効な非常時の手段として考えられています。そのため、今の時点ではまだまだ導入はこれからというところもございますが、今後こうした類型の案件についても具体的な契約関係等が明確になった時点で、災害時の要件として考えてはどうかというふうに考えております。

続いて、地域消費のときの平時の地域消費をどう確認するかという2つ目の固まりのところでございますが、地域消費については今申し上げましたようなマイクログリッドのような仕組みができていくと、それは一つの形ということで理想的だということではございますが、現時点でそこまでの要件をしていくということはまだまだ難しいというような状況かと認識しております。

こうした中で、現時点での地域消費ということの確認については、地域において電気の融通が見込まれるものということで、例えば市町村さんが出資する小売電気事業者への売電を通じた地域への電力供給をしていることといったようなことが一つの要件として考えられるのではないかと。一方で、こうしたいわゆる市町村が出資するような地域新電力さんが存在しない地域もあると思いますので、そういった点も含めて今後事務局としても詳細な制度設計については詰めていく必要があるのではないかと考えております。

19ページのところが地域マイクログリッドの構築ということで、イメージ図の紹介でございます。また、20ページ目のところで具体的な事例ということで、宮城県大衡村のF-グリッドの例ということで載せさせていただいております。

それから、21ページに地域新電力、地方自治体さんからの出資を受けている小売電気事業者さんということで43社さん、こういう形での地域での小売会社さんの取り組みがあるということの紹介でございます。

続いて、今度は22ページ目から地域消費型の今度は熱を地域で消費する類型といった固まりでございます。

こちらにつきましては、同じく災害時における活用、それから、平時も含めた熱電併給の確認ということの2つを求めていくというふうな同じ整理にさせていただいております。災害時における活用については、これも同じく地方自治体さんの関与・連携が重要であるということで、災害時に当該設備で産出された熱を活用することについて、市町村さんの防災計画等に位置づけられているといったような自治体の関与を確認することとしてはどうかというのが災害時における要件、それから、平時においては熱電併給の確認ということで、こちらについては具体的な熱利用のための設備というものがございますので、熱電併給が可能な設備を有して、それを地域に熱を融通するような計画をちゃんと有しているかというようなことを確認してはどうかというようなことでございます。

以上までがまずアウトプットの部分についての大きな考え方、その中で自家消費型、地域消費型と分けながらレジリエンスに資するものを要件化していくということを説明させていただきました。

続きまして、1ポツの(4)でインプット側の考え方ということで24ページでございます。

インプットのところでございますが、まず1つ目のポツでございますが、やはりインプットのことが論点になるのはバイオマスということで、バイオマスについては長距離の輸送が可能で地域集材ということが論点になるということでございます。

いろいろと見ていきますと、2つ目のポツですが、一般木材を中心に発電所立地都道府県やその隣接都道府県の範囲外といった遠方から燃料を調達しているものが多く現実には見られるということ、それから、3つ目のポツにありますとおり、輸送距離を短縮し、そのコストを削減していくというのは全体の価格低減という観点からも重要であるということでございます。

一方で4つ目のポツですが、具体的な要件設定に当たっては、内外無差別の原則を含む国際的な通商取引・投資ルールとの整合性ということを重視する必要があるということでございます。

そういった点を総合的に考えた場合に、FIT制度において発電所立地地点からの一定距離の範囲内での産出ということ限定していくというのも一つの考え方ということで事務局でも検討いたしました。仮にその措置が輸入であるか国産であるかということに措置した場合であっても、当然貿易制限的な意図が全くなかったとしても、手法によってはこうした内外無差別のルールに抵触する可能性も生じ得るということで、この点については引き続き慎重な検討をしていく必要があるのではないかというふうに現時点での整理と

いうふうにさせていただいているところがございます。

25ページにこのインプットの部分について事務局で分析した分析を少し紹介させていただければと思いますが、25ページで発電所立地都道府県内からの燃料調達ということでございます。こちらはちょっとグラフがわかりにくくて恐縮でございますが、左下のところでX軸、横軸のほうが発電設備の出力、それから、縦軸が発電所立地都道府県から調達した燃料相当分の出力という形で書いてございます。この黒い点々で囲んでいるところが規模の小さいところございまして、この部分はちょっと潰れてございますので、右側のところに黒い点々で拡大させていただいております。

この部分の右側の黒い点々のところの中をご説明させていただければと思いますが、今申し上げましたとおり、右のX軸のほうが発電設備の出力でY軸のほうは同じ県から集材したものの割合ということでございまして、斜めに黒い点々がございまして、この点々上に乗っているものというのは、燃料が全て同じ県から来ているもの、そこから離れているものについては、その差分のところをまさに他の都道府県なり海外から来たものというふうになっているということでございます。

こちらを見ていきますと、やはり5,000キロワット以上の大きな規模のものになると、なかなか全ての燃料を県内から調達することは難しく、どこか外から持ってきているということで、この黒い点々との乖離が広がっているということが見てとれるかというふうに思います。

それから、続きまして、26ページが今度は発電コストと燃料費の関係ということで、バイオマスの発電のコスト、左側が発電コストにおける構成ということで、燃料費が全体の7割を占めているということ、それから、円グラフの右側のところ、真ん中の円グラフのところにありますとおり、燃料費のうちの約半分が運搬コストを占めているということでございまして、全体のコストに占める運搬コストの割合は70%掛ける50%で、全体35%程度ということで、この部分の低減というのはコスト低減においても重要なものということの参考データでございます。

今のところまででアウトプット、インプット、それぞれの場合の要件といったこと、それから、全体の考え方を説明させていただきました。

続きまして、2ポツのところでは各電源への当てはめといったことについてご説明させていただければと思います。

各電源類型への適用の考え方ということで28ページ目でございますが、適用の考え方に当たりまして、大きく2つの観点を考えていく必要があるのかなと思っています。まず1点目が1個目の大きな固まりのところですが、立地制約の有無ということで、1つ目のビュレットにあります立地制約が比較的小さく、需要地近接への設置が容易である場所を選ばないというようなものということで、比較的設置が容易であるものということで、例として太陽光発電、相対的に立地制約が大きく需要地から離れた地点に設置せざるを得ない場合があるということで、地熱発電、小水力、バイオマスといったことの種類、それから、

2つ目に導入量・発電コストの状況ということで、導入が一定程度進展していると発電コストの低減もしているということの太陽光発電、それから、その他の地熱発電、小水力、バイオマスといったものの導入スピードが緩やかであり、発電コストの低減も進んでいないといったようなそれぞれ各電源の状況があるというようなことも踏まえまして、それぞれの電源の特性、状況も踏まえて、太陽光と地熱・小水力・バイオマスというふうに2つの類型に分けて検討してはどうかということでございます。

29ページは今申しあげましたコストの低下や導入量の参考でございます。

飛ばさせていただきまして、今度は30ページ目でございます。今申しあげました2つの分類、太陽光とそれ以外といったところのまず太陽光、小規模事業太陽光の方向性というふうに整理をしております。

小規模太陽光につきましては、申しあげましたとおり立地制約が小さく、需要地近接への設置が容易であるということということで、冒頭申しあげましたとおり地域消費よりも自家消費のほうがレジリエンスの効果が高いということも踏まえまして、可能な限り自家消費型での活用を広げていくことが重要ではないかというふうに考えているということでございます。

ということで、この2つ目のポツにありますように、この特徴を最大限に生かすということで自家消費型の地域活用要件を設定しつつ、FIT制度の基本的枠組みを維持することとしてはどうかというのが案でございます。

具体的な適用でございますが、太陽光のリードタイムの短さ等も考えまして、2020年度、来年度から低圧10から50キロワットについては、上記2つ目のポツにあるような要件設定を行うということを前提に、調達価格等算定委員会に対して詳細な検討を要請することとしてはどうかということでございます。

具体的な低圧の特徴といたしまして、まず1つ目に先ほど申しあげましたとおり、現状の実態で見ると、規模の小さいところでは自家消費を行っている案件が存在しているということ、それから、系統運用における低圧と高圧の閾値が50キロワットになっているという中で、下位の系統に接続される50キロワット未満の案件については、系統運用において優遇されるような仕組みというふうな地域活用的なものに既になっているということ、それから、一部でございますが、同一の事業地で意図的に小規模設備に分化するケースというものが依然見られ続けているといったようなことも踏まえて、こうしてはどうかということでございます。

一方で4つ目のポツですが、高圧50キロワット以上の取り扱いにつきましては、まず入札対象が現状500キロワット以上でございますが、来年度以降の入札対象範囲というのは現状議論中であるということ、それから、第2回の際にも議論いただきました競争電源における新しい制度のあり方ということについて議論されているわけでございますが、この大規模太陽光発電、その対象規模については今後詳細な制度設計を経ながら決定されていくというようなことを踏まえまして、50キロワット以上の高圧の発電所については、高圧

の発電所としての地域での活用実態やニーズ等も見きわめながら、今後その取り扱いについては検討を行うこととしてはどうかというふうにしております。

それから、最後のポツでエネルギー分野以外の行政分野との連携案件ということで、例えば耕作放棄地の農地転用による営農型の太陽光発電みたいなものにつきましては、その他の行政分野における厳格な要件確認や支援等も踏まえまして、どのような取り扱いをしていくことが適切かということを議論してはどうかというふうにしております。

31ページは先ほどご紹介させていただきましたので、割愛させていただきます。

32ページも第1回のごときにご説明させていただきましたが、低圧の分割案件についてこれまで類似の取り組みをしつつ、現状でも敷地を分割した分譲案件というのが続いているといったような状況のスライドでございます。

続きまして、今度は33ページのところで、電源ごとの当てはめで太陽光とそれ以外、地熱、水力、バイオマスというふうに整理したときのこの2点目のところ、地熱・小水力・バイオマス発電の方向性でございます。これらの電源につきましては、1つ目のポツにありますとおりFIT制度開始以降も導入拡大が必ずしも進んでおらず、発電コストが高どまりしている状況であるということでございます。

一方で2つ目のポツにありますとおり、FIT制度そのものは将来的に再エネコストが他電源と比べて遜色ない水準まで低減し、自立的に導入が進むことを目指した時限措置であるといったようなことも踏まえまして、3つ目のポツにありますとおり、地域に賦存するエネルギー資源を活用できるというこうした電源の特徴を生かしながら、その便益を内在化させながら自立化を目指すといったような方向性が重要なのではないかとということでございます。

こういった方向性の中で4つ目のポツにありますとおり、一方で立地制約も大きいということもございますので、地域活用要件を自家消費型に限ると、なかなか導入拡大が限定的とならざるを得ないといったような点があるかと思えます。そのため、こちらの地熱・水力・バイオマスにつきましては、自家消費型に加え地域消費型の案件を対象として地域活用要件を設定して、FITの制度の枠組みを維持するといったようなことにはどうかということでございます。

それぞれの導入時期につきましては、各電源のリードタイムを踏まえながら、今後調達価格等算定委員会において検討していくというようなこととしてはどうかというふうに整理をさせていただいております。

次、34ページはこちらも以前大量小委員会で使っている資料でございますが、各電源ごとの資本費、それから、運転維持費をプロットしたものでございます。

それから、35ページは地域への便益をもたらす事例ということで、こちらは第1回の主力化小委員会のごときに出ささせていただいたスライドをまとめたものでございますが、地熱、それから、バイオマス等の事例において地域に便益をもたらす事例、自家消費されている例ということで、議論の参考として載せさせていただいております。

一番最後に37ページでここまでの説明のまとめということでございますが、一番上の四角囲いでございますが、地域活用電源については、電源の立地制約等に応じて自家消費や地域消費を通じてレジリエンスの強化に資するように地域活用要件を設定するというところでございます。

具体的には、小規模太陽光につきましては、低圧50キロワット未満として系統接続されるものについては余剰売電を行う設備構造を有しているか、それから、災害時に利用可能かという自家消費型にしていくということで、2020年度からの設定を前提に算定委員会に検討を要請してはどうか、それから、高圧以上のものについては、引き続き地域でのニーズも見きわめながら今後検討してはどうかということでございます。

それから、小水力、小規模地熱、バイオマスにつきましては、電気の消費型ということにつきましては、災害時の活用について市町村の関与、それから、自家消費型もしくは地域型、いずれかどちらかの形で電気の融通を平時からしていること、それから、熱の消費型という形で整理いたしました。熱の利用をされている場合においても、同じく災害時の熱の活用について市町村ともよく連携がされているかどうか、その中で平時においても地域への熱電併給とか熱の供給ということをしているかどうかといったような形で、各電源ごとに検討を進めてはどうかという形で整理をさせていただいているところでございます。

以上、長くなりましたが、事務局からの説明は以上となります。

○山地委員長

どうもご説明ありがとうございました。

冒頭にお話がありましたが、きょうご欠席の岩船委員から資料が出ているということで、資料2でございますので、事務局から概要の説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

続きまして、資料2で岩船委員からご提出いただいている資料について事務局のほうからかわりに説明をさせていただきます。

まず、1ポツのところでは自家消費型電源というところでございます。13ページの自家消費型について、自家消費の確認を多数の電源に対して行うことが本当に可能なのかということで、飛びまして四、五行目のところの下線のところですが、その前に二、三行目を申し上げますが、発電容量に応じた自家消費需要の想定は、戸建ての場合はある程度可能であるが、それ以外だとなかなか難しいのではないかとということで、「これを容易にするためには」ということで5行目のところですが、あらかじめ容量当たりの発電量と見込み自家消費量を想定し、FIT対象買取量に上限をつけておけばよいのではないかとといったようなことのご提案をいただいております。

それから、2つ目に地域消費型電源について、前提としてこの対象が小規模地熱、小水力、ローカル系バイオマスであるということの前提ということで、熱についてはローカルに利用されるもので問題ないのではないかと。ただし、おまけ程度の熱利用でないか否かの

チェックは必要であるということでございます。

それから、3段落目ですが、電気のみについては、電気には色がないので、こちらについて無駄な設備増強につながらないかという点が懸念される。18ページにありますとおり、災害時における活用を条件とすると、飛びまして下線のところですが、災害時に活用するために高い自営線の敷設やあるいは電池などの設置が必要となり、コストが上がってしてしまうのではないかとということで、レジリエンスについては防災拠点における自家消費型の電源プラス蓄電池があればよく、この条件を加えることは余り意味がないのではないかとご指摘でございます。

それから、一方でこれを地域活用電源として位置づけていく際には、後段の地域消費の確認というところで、地域の小売事業者への売電をするということを条件とすればよいのではないかとということで、最後のところですが、少なくとも無駄な設備増強を必要としないので、こちらの要件で地域消費型と定義することには問題がないと思われる。

それから、3ポツで「全体として」とございますが、下線は引いてございませぬが、1行目のところで資料のトーンがレジリエンスを意識し過ぎて、そこに対する強過ぎるメッセージを発しているように思われるということで、3E+Sの一つの要素であるので、経済性等他の項目とのバランスを考えて、どこまで引き上げるべきかを議論すべきであるというご意見を頂戴しております。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

資料は以上でございまして、ここから質疑応答、自由討議の時間となります。いつもやっておりますけれども、ご発言をご希望の方はネームプレートを立てて意思表示をお願いします。

また、これも毎回申し上げますけれども、インターネット配信をしておりますので、視聴者の方が聞きやすいようにマイクを近づけてご発言いただきたいと思います。

どうぞ、どこからでも結構でございますので、ご発言、ご希望の方、よろしくお願いたします。

いつも、長山委員、ありがとうございます。よろしくお願いたします。

○長山委員

33ページの4つ目のポツであるFIT制度の基本的枠組みを維持ということにちょっと疑問がありまして、2点の観点から申し上げます。1点目はFITのそもそも論なんですけれども、国民全体で負担して再エネコストを下げていく。そのかわり全ての需要家に環境価値が帰属するということだと思っておりますが、その考え方と今回の特定地域の地産地消の需給一体型を支援するというのが合うのかというのがちょっと疑問です。

新々北本と三次調整力②まではFIT賦課金でというのはわからないこともないですけれども、今回の地域電源で、ある特定地域をどうやって全国で支援するのか、FIT賦課金で支援するのかというのが疑問です。

2点目は、地域電源の育成のあり方なんですけれども、本来目指すべきは人口密集地でなくて、なかなか採算がとれないけれども、何とか地域で頑張って新電力や再エネ発電所をつくって、地元の人々が出資して地元の金融機関が融資して、そこにできた顔の見える再エネ電気をみんなで応援するということが基本なんではないかと思います。

その場合、環境価値というのは応援した地方の人が評価して、そこで非化石証書を買ってきて、ある程度高いお金を払ってもよいから応援するという方式が、つまり非F I Tのほうがむしろ合うのではないかなというふうに思います。

F I Tは価格シグナルが働かないので、市場の動きを見ながら発電するとかいう、前回まで話してきた発電者の努力を無にするような制度でもありますし、ほかのやり方でも支援できるのではないかと。

例えば、スコットランドは新築住宅の70%が屋根P Vを設置しているんですけれども、これはスコットランド政府が独自の無金利ローンを提供しているということがありますので、そういった別の形で支援する方法があるのではないかと。あと自家消費もふやしたい場合は、今の高度化法を改正して自家消費の環境価値を認めるとか、あとJ-クレジットも最近はずF I T電源の認証を拡大したということがありますので、そういった面で支援することができるのではないかと思います。

あと支援は生産者だけではなくて需要面にもするべきかと思っています。いわゆる地元の需要家のwillingness-to-payというか、地元の電力を応援したいので、それに高くお金を払いたいというのが、F I Tでは反映されないで、非F I T、これからやろうとしている再エネ指定の、非F I Tの相対を充実させたほうがむしろいいのではないかと思います。

スライドの5ページのほうで、地域電源のインプット、アウトプットがあると思いますけれども、インプットには地元の資源だけではなくて、お金もひもづけておく必要があって、地域の金融機関が地元に応援するときには利子補給をするとか、地元の人がクラウドファンディング等々で応援するとか、そういった地元のお金も入れていただけたらと思います。

もちろんふるさと納税のように、全国版で競争させていくというのもあると思いますが、それも1つのやり方だと思います。

それから、トヨタのF-グリッドの話がどこかにあったと思いますが、スライドの20枚目ですか、私もF-グリッドを実際に見に行きましたので、非常に素晴らしい仕組みで、CEMも入れて、需要側にはダイナミックプライシング等々も活用して、平準化に向けた使用を促しているんですけれども、ここは再エネというよりもガスエンジンが7.8メガで、太陽光、650キロワットしかなくて、これを再エネ制度で支援するのかどうかというのはあるかと思います。

これも常時バックアップで、完全に支援されていまして、常時バックアップの仕組みがどうなのかも今後関係してくるのではないかと思います。

とりあえず以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

見渡しますと、次に立っているのは小水力協議会、中島さんです。お願いします。

○中島オブザーバー

3点ほどございます。まず、1点目は確認というかちょっと議論の枠組みについての確認なんですけれども、競争電源と地域活用電源と2つに分けるという議論を、私はこれまでも参加していて、現在、FITのほうで支援の対象になっている電源をこの2つに分けてどちらかに帰属するという意味で理解していたんですが、ちょっと内部で議論したときに、競争電源にも該当せず、地域活用電源にも該当しないものは支援から外れるのではないかという声があったので、どちらの理解が正しいのかについて確認をお願いできればと思います。

それから、2つ目なんですけれども、2つ目は第1回の委員会でも意見を申し上げたと思いますが、もう一度だけ申し上げさせていただきたいのですが、今回の議論では、この地域活用電源、小水力の活用地域供給について、物理的に電気を地域に供給しているものに限定する方向でまとまってきているんですけれども、FIT法の第1条にもある地域振興ということにかかわっている立場から言わせていただくと、やはり外に電気を売って、その収益を地域に生かすという形のモデルも非常に意味のあるものでございますので、もう一度そういう枠をつくる可能性がないのかどうか。

つまり地域振興を目的とするんですけども、売電収益を地域に当てるために、外に売るということもこの地域活用型に含めていただくことはできないものかどうかご検討いただけたらありがたいかと存じます。

それから、3点目なんですけれども、事業主体に関する話でして、ここで自治体出資という部分について、議論のページでは、主にスライドの18番、地域消費型、電気を地域消費するタイプの定義というところで、基本的には地域消費の確認について、市町村が出資する小売電気事業者ということで、市町村出資ということが書いてあるんですけれども、これももう少し柔軟に地域の実情とか、それから事業の対象とするエリアの広さ、狭さに応じたもう少し柔軟な設定ができるようにご検討いただけたらありがたいと思います。

例えば、1例ですけれども、同じ地方自治法の中に、260条の2というところに、認可地縁団体というのが定義されております。この認可地縁団体という制度については、長野県飯田市で再生可能エネルギー条例、別名地域環境条例とも呼ばれている条例ですが、これをつくったときに、私も市の担当の方とかなり深い議論をいたしまして、その議論の中で市が出資するよりも、特に平成の合併で入ってきた山間地域のエリアを想定していたものですから、地域の実勢、地域還元のことを考えると、むしろ重要なのはそのコミュニティの主導権であり、それを担保する制度として今言った地方自治法に定義されている認可地縁団体を使おうということで、飯田市の条例の中では、認可地縁団体を主体とするもの

ということがはっきり対象として書かれています。

そういった経緯もありまして、そういった柔軟なことができない、縛りがきつ過ぎるといろいろなアイデアが出たときに不都合が出てくると思います。

あと水力とは直接関係ないので恐縮ですけれども、きょうの議論の中で、バイオマスのところ、スライド24で、内外無差別の原則ということが書かれておりますけれども、例えばこういう課題については協同組合のスキームを使うことが1つ考えられると思います。農協とか生協とか、あるいは中小企業事業共同組合といった協同組合のスキームを使うと、組合員間の取引ということが出来ますので、そうすると別に内外という問題ではなくて、燃料を出す側も電気を使う側も組合の中だと説明できると思うので、ですからそういう協同組合といった事業主体も考えられますので。

話を戻すと、要するに地域でのさまざまな事業主体についての今後新しいアイデアが出てくる可能性をつぶさないように、広めに考えていただけたらというふうに考えております。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございます。

後半におっしゃった地域消費のところは、今後、検討を深めていくというのがきょうの提案です。

それから、2番目の地域振興、そういうものというのは確かにあるんですけども、今までの整理だと他の行政政策と他の役割分担、連携しながらやっていくということで、何でもFIT制度でやれるかという、それはまたちょっといろいろと的確な対応ができないところもあるかと思って、そこは事務局の資料でも認識されていると思います。

一番最初に言われた、競争電源でも地域活用電源でもないのは落ちるのか、これはいかがですか。

○清水新エネルギー課長

そういう意味では、8月の大量小委員会的时候にも整理させていただいているとおり、FITの対象の電源としてはそういう意味では2つに分けて整理していくということでございますが、当然その中の電源について、どういう要件で、どういう形で支援していくのかというのは今後の議論だと思いますので、電源としては何らかの形で分かれていると思いますが、それが具体的にどういうものがどういう形になってくるかはここでご議論していただくのかなと理解しています。

○山地委員長

どちらにも入らないものがあって、それが落ちるということではないということだと思います。

きょうは、余り立たないですね。

松村委員お願いいたします。それから、その次に大貫委員、お願いします。

○松村委員

まず最初に、そもそもというか、2つに分けるとということなんですけど、地域活用電源というのはF I Tで支える、競争電源のほうはF I Pに移行していく、これはもう決まったことですかというのは確認したい。今回でも自家消費というのが1つのキーワードとして出てきているわけです。自家消費というのが出てくれば、市場価格連動ということが重要な意味をなす可能性というのはそうでないときよりも高まるような気がします。

例えば、冷房需要や暖房需要があるときには、自家消費をして系統にはほとんど出さなけれども、春とか秋とか、発電しただけ外に出しますというのは本当にウェルカムでしょうか、ということを考える必要があるのですが、F I Tだとそういう強烈なインセンティブを与えてしまうわけです。

それが問題だというのは、その地域活用電源だって、その競争電源だって同じじゃないか。そういう意味では市場価格連動にすること自体は地域活用電源だって、選択肢としては考えるべきなのではないかというふうに思います。

一方で、2つに分けたというのは、違う扱いをするということで2つに分けているので、全く同じにすると、そういう意味ではなくて、いろいろな要素があるわけですが、市場価格連動、あるいは買取保証、インバランス、あるいは入札に参加しないである種価格が決まる、プレミアムが決まるとか、いろいろな要素があるんですけど、その中で、市場価格連動にしないで固定価格にするということがそんなに本質的なことなのか。

それを推進して、本当に自家消費というのを主力にしたものがある種望ましい格好で、自家消費を誘導できるのかということとは考える余地があるかと思います。

次に、自家消費を重要なものとして位置づけるとしたときに、岩船委員もちゃんと調べられるのかということ、したがって上限を設けるとか、そういう発想も十分あり得ると思います。

もう一つは、地域活用電源と言えども、優遇し過ぎた結果として、自家消費にするよりも外に出したほうがものすごく有利だ、そういうことになると自然に自家消費というルールが認められる限りで最小にしようというインセンティブが働いてしまう。そうではなくて、自家消費するというのは自然に有利になる制度設計というのをすれば、モニタリングということに膨大な労力を投入する、抜け道を探すということに膨大な資源が投入されるとか、そういうことを防ぐことができるので、そういう自家消費をすることが有利になるという制度設計もこの地域活用電源と言えども、重要になってくると思います。

それから、次に、先ほども意見がありました、山地委員長が的確に答えられたので、私が追加して言うことではないような気もしますが、地域が主体となり、地域のお金で投資し、地域に利益を還元する地域おこしというのが重要ではないという人は誰もいないと思うのですが、これだけの目的であれば、別に工場を建てるとか地域の資源、何か商品を出荷するとか、そういうことでも本質的に同じになるはずですよ。

これはエネルギー政策という枠組みでやるべきことなのかどうかということ考えた結

果として、今回の事務局案というのが出てきているので、地域振興ということが重要ではないと誰も思っていないけれども、この制度の枠組みでやるべきかどうかということは別の問題だというふうに思います。

次、バイオのところ、距離というのが一定以上になるところに関して外すとかというようなことは、選択肢としてはあり得るけれども、WTOだとか、そういうレベルで問題に成り得るという認識を言っていたかだと思います。それは確かにあり得るので、十分いろいろなことを考えてやらなければいけないとは思いますが、しかしいろいろなやり方があるような気がします。

例えば、輸送距離というのが一定以下のものを除外して、一定以上になるものは温室効果ガスの排出量が本当に十分少ないのか。輸送にも当然排出は出るわけですから、そのパフォーマンスが十分によく支えるのに値するようものの証明を求めるというようなことをすれば、かなりの程度、目的が達成できるのではないか。そういうようなやり方で、逆に言えば距離が短かったとしても、もし何らかの種類で実は温室効果ガスというのをすごく出しそうだというものがあれば、それは追加的に証明を求めるということに柔軟に対応すべきだと思いますが、そちらで縛るということによって、目的を達するということも可能だと思いますので、こういうことに注目しながら制度設計するという選択肢もぜひ考えていただきたい。

以上です。

○山地委員長

この後、大貫委員、そのあとを申し上げますと有機資源協会の嶋本オブザーバー、それから電事連の大森オブザーバー、その後で桑原委員、そういう順番で回していきたいと思えます。

では、大貫委員、お願いします。

○大貫委員

前回もちょっと論点が違うところで申し上げましたが、地域活用電源というもののコンセプトが、前回よくわかってなくて、今、大分わかってきました。ただ、この資料の28ページを見ると、電源類型が当然のことながら相当性質が違うわけです。小規模太陽光電源、立地制約が小さい、他方で小規模地熱・小水力・バイオマスというのは立地制約が大きい。

それから、小規模太陽光発電は既に導入が一定程度進展して、発電コストも一定程度低減している。他方で、先ほど挙げた3つは発電コストの低減も導入スピードもそれほどないということで、全く状況が違って、こういうことを前提にしたときに、再生可能エネルギーをどうバックアップしていくかという問題設定だというふうに私は思っています。

そのバックアップするときの要件の中に、先ほど出ましたけれども、地域振興ということは端的に申し上げると、政策がゆがむので、ここで地域振興を考慮するのはいいですが、それを正面から立てるのは余りよろしくないというふうに思っています。

2つのエネルギーのうち、いわゆる自家消費型と地域消費型、地域消費型は恐らくこう

ということではないかと。コンセプトとしては、レジリエンス、それから地域で消費するというのを非常に重視しています。ところが自家消費型はまさに自家消費することによってレジリエンスを高める。大分性質が違っているんで、まとめるときにはそこを注意していただきたいというのが第1点であります。

それから、自家消費型に関して言うと、先ほど電源が置かれているのが大分ほかの立地と違うので、いろいろな問題が出てくるわけですがけれども、自家消費のところ、2つちょっと気になる場所があって、この形でFIT制度を残すわけですがけれども、排除される場所もあります。大分厳しいことになると思います。排除されたときに、本当にそれで大丈夫だという検討、例えばドイツですと、一定のキロワット、FITは2016年からは100キロワット未満ですと、FITがずっと残っています。

ドイツの制度を導入するということはないですが、この制度を導入したときに小規模な太陽光発電がどのようになってしまうのかということのシミュレーションは多少必要なのではないかとこのように思っています。

もう一点のコメントは、ちょっと外れているとあれなんですけど、32ページあたりを見ると、地域における分割案件、それから30ページの小規模事業用太陽光発電の方向性というところを見ると、この地域における分割案件というのが非常に問題になっているというのは、32ページと30ページに出ているところですが、この問題にどう対応するかという問題があって、それに対応するときに、この制度、自家消費の制度を導入することによって対応というのも1つあると思いますが、根本から言うと裾切りになっているわけですね。行政法的に言うと、小規模なやつは安全規制が適用されませんし、それからこれは届出で系統接続ができる。ここに問題があるので、これは行政コストの問題もありますけど、本当はそこを改めないといけないはずなので、これはもし自家発電というところで、こういう問題案件に対応しようとするのであれば、それは1つの対応ですがけれども、裾切りをやめちゃうということも考えていいのではないかと思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、ある政策を実現するとき、本来でないものを入れ込むと地域振興などその面から入れ込み過ぎるとゆがむということで申し上げたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、嶋本さん、お願いします。

○嶋本オブザーバー

ありがとうございます。

5点、申し上げたいと思います。まず、アウトプットの7ページ、13、17に当たる自家消費、地域消費の要件の内容につきましては、現在稼働しているバイオマス発電事業の実態等をぜひ考慮していただいて、実現可能性に配慮いただけるように、また地域等におい

でも有効な活用と認められるものについては、対象としていただけるようにお願いしたいと思えます。

2つ目は、24ページの発電所へのインプットの考え方について必ずしも規模によって調達先が大幅に拡大するというにはなっていないというふうに思われます。

最近では、技術の進展による発電効率の向上や、木質チップ燃料の乾燥による品質の向上などによって同量の燃料でより高い発電量とすることが可能になってきています。例えば、5,000キロワット規模とされたものが、それと同量の燃料で、今は7、8,000キロワットということで、発電が可能になってきていますし、今後、そういった面で、効率の向上は必要であり、またその対応を促進することが重要であると考えますので、地域活用電源についてはそうしたこともぜひ考慮していただくことが適当であると考えております。

次に、29のスライドでの発電コストについての図ですが、バイオマス発電の調達価格、32円から40円に上昇という表が示されていますけれども、確かに2,000キロワット未満の未利用材は40円という区分が新たに設けられました。ただ、一方で、一般木材等の一部は21円となって、さらに今、入札制に移行されており、必ずしも上昇ではないと考えておりますので、誤解されないような記述をお願いしたいと思えます。

4つ目は、33のスライドです。2020年度の調達価格が設定されていない区分ということで、一般木材等バイオマス・バイオマス液体燃料ということで記述していただいています。2020年度における地域活用要件の導入については、要件設定や、運用解釈の統一といった面からも慎重にご検討いただきたいと思えます。

最後に、地域活用電源に係る制度の考え方（まとめ）ということで、37のスライドです。バイオマス発電事業を含む、再生可能エネルギーの主力電源化が推進されている中、特にバイオマス事業においては、地域ごとの特性や、実現可能性を勘案いただいて、地域での活用が促進されるような内容の検討をぜひお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○山地委員長

ありがとうございます。

では、電事連の大森さん、お願いします。

○大森オブザーバー

きょう、事務局から提案されました地域活用電源に係る検討の方向性、これにつきましては、レジリエンスという新たな観点を踏まえて、電源の特性に応じて設けられた要件を満たすということで、引き続きFIT制度を維持するという方向性については大きな異論はないものの、ここでは実務面を含めまして、懸念点を若干申し上げさせていただきたいというふうに思えます。

まず、自家消費型の定義なんですけれども、資料のスライドの13ページ、中段、自家消費の確認の3つ目のポツで、同一の需要地内に限らずとも、事実上自家消費を行っているものも自家消費と認めることが提案されてございますが、それらが現行の託送制度ですと

か、あるいは関係各所のシステム上の問題がないかなど、ここは今後しっかりと検討、確認をお願いしたいというのがまず1点でございます。

あと2点目としては、資料に岩船先生のペーパーがございます、自家消費を促す方策として、FIT電源対象買取量に上限を設けるといふご提案がございますけれども、確認が必要ではあるものの、系統へ逆潮流した電気を全量FITの価格で買取る前提で、現行のシステムを構築していると認識しております。

そのため、資料2で提案された方法では、受電した電気を仕分けする新たなロジックをシステムに付け加えなければならないということで、その場合、大幅なシステム回収が必要になると思われますために、期間も含めてここは慎重な検討をお願いしたいというふうに思います。

3点目でございます。また資料1に戻っていただきまして、18ページのスライド、最後のポツに、市町村が出資する小売電気事業者への売電を通じた地域への電力供給を求めるといふ提案がなされておりますけれども、FIT制度のもとで、どのように小売事業者が撤退した場合の扱いを定めるのか、あるいはどのように当該地域への電力供給がなされたことを確認するのか。そういった検討するべき事項が少なからずあるというふうに認識しております。どうか丁寧にご検討をお願いしたいというふうに思います。

最後に、地域活用電源においては、引き続きFIT制度を継続するものの、これまでの認定要件が大きく変わるものというふうに理解しております。そのため、発電事業者が混乱を来さないように、国においては新たな要件設定の趣旨、あるいは対象電源の定義等について、しっかりここでのご議論についてご説明いただくようお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

この後、桑原委員ですけれども、その後に、高村委員、それから風力発電協会の祓川さん、太陽光発電協会の鈴木さんというふうに回していきたいと思っております。

桑原委員、お願いします。

○桑原委員

2点コメントをさせていただければと思います。

まず、何人かの方からのご意見の中にも問題意識が入っていたかと思いましたが、FIT認定時の自家消費の確認または地域消費の確認に関し、認定の後に、それが満たされているのかのモニタリングと、満たされていない場合の対応について整理が必要ではないかと考えます。

例えば、自家消費型ということで認定を受けたけれども、もともとの計画に見合うような自家消費が全く行われていないとか、当初は自家消費が行われていたけれども、用途の変更等によって、予定していた自家消費がほとんどなくなるというようなことも考えられ

ます。このような場合、そのままでは買取対象の余剰分が増加し、その分国民負担が増えるということになりますので、一定の対応を制度の中に組み込んでおく必要があると考えます。

まず、モニタリングについては、実務的に回るかというところもご検討いただく必要があると思いますが、継続的、定期的な報告義務を課すといったことが考えられるかと思えます。その上で、あらかじめ定められた一定の基準を満たさない状況にあることが判明した場合、状況によっては猶予期間のようなものも必要かもしれませんが、FITの認定を取り消すのか、その他の措置をとるのか等を考える必要があると思います。岩船委員のご意見を拝見して、余剰買取の上限を設定するというのは確かに一つの案だなと思いましたが、先ほど実務的に対応が難しいというご発言もございましたので、そうであれば、例えば認定時に想定していた余剰の見込み分を勘案して買取価格自体を見直す、具体的には、余剰分として想定されていた割合等を考慮した買取価格の引き下げを行う仕組みを入れるといったことも考えられるのではないかと考えます。

こうした対応を制度に組み込むことで、事業者側も当初予定していた自家消費を行わなくてはならないというインセンティブが働くと思いますので、実務の運営にかかるご負担等もご検討の上、何らかの対応策を入れる方向でご検討いただければと思います。

次に、もう一点目ですが、自家消費型や地域消費型のそれぞれの定義をもう少しわかりやすく明確にさせていただいてはどうかと思います。

例えば、自家消費の場合ですと、「同一の需要地内」という言葉が出てまいります、同一の需要地内というのはどの部分を指すのか、例えば区分所有建物、集合住宅のような場合はどう考えるのかなど、もう少し明確化が必要ではないかと思えます。

それから、同一の需要地内における自家消費というのは、必ずしも設備の所有者が消費するだけではなくて、同一の需要地内のテナント、占有者が消費するものも自家消費と整理できるのではないかと思えますので、こうした点も明確化されるほうがよいのではないかと考えます。

また、18ページに出てまいります地域消費型についても、地域消費の確認というのはなかなか難しいものがあるように思いますけれども、市町村が出資する小売電気事業者への売電を通じた電力供給というのが例に挙げられている点については、市町村がマイノリティでも出資をしていけば、直ちに地域に電力供給がなされるとか、地域との連携が必ずなされるということにはならないと思いますので、1つの要素にはなり得るかもしれませんが、地域への電力供給がなされているのか、災害時の地域との連携がなされているのかということをより実質的に確認できるような仕組みを検討する必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、高村委員。

○高村委員

第1回目、第2回欠席いたしまして、申しわけありませんでした。

先ほど来の議論を伺っておりまして、若干問題意識を共有するところがございまして、何かと言いますと、地域活用電源という区分をつくって、これは競争電源と地域活用電源を2つつくっているわけですけれども、地域活用電源であるというふうに位置づけられることが電源にとってどういう意味があるのかということをおそらく明確にさせていただくことが必要ではないかと思えます。

これは第1回の議事要旨、拝見いたしましたけれども、地域活用電源、もちろん大量導入委ではF I Tを一定期間継続するという趣旨の記載をまとめておりますので、それは賛同するわけですけれども、しかしながら2つの点、つまり一つには、やはり地域活用電源とは、その育成を通じて、これはエネルギー基本計画にもありますけれども、地域分散型のエネルギーシステムの構築をどういうふうにやはり資するのかということが、一つは政策目的としては反映されるべきであろうというふうに思えます。

同時に、もう一つ、地域活用電源といったときに、これは何人かの委員からもありましたけれども、全てイコールF I Tなのかという問題提起というのは、ある意味では受けとめなければいけない点だと思います。これは第1回目の委員会に意見を出させていただきましたが、一定の電源は、場合によっては、地域で使われることの価値ももちろんありますけれども、調整力の観点等々から市場においても高い価値を得られ得る、そういう電源というのもあり得るというふうに思えます。

今申し上げた点というのは、改めて地域活用電源というときに、これはF I T制度を一定期間、先ほど言いました対象とするということは、大量導入委のまとめにも書いてありますけれども、どういう位置づけを与えるのかということについては、明確にさせていただくほうがいいかなというふうに思っております。

2つ目は、もう一つ明確にさせていただくために、これは質問かもしれませんが、それぞれ要件、地域活用電源の要件と地域活用要件といったような言葉がありますけれども、幾つか基本的な考え方を整理していただいて、最後のところに、それぞれの電源ごとに具体的にどのように適用するかという案をつけていただいていると思うんですが、この位置づけであります。

つまり、先ほど桑原委員からも、よりやはり明確にする必要があるんじゃないかという点については賛同でありまして、これをもとに競争電源とは違う、先ほど言いました地域活用電源としての一定のエリジビリティといいたいまいしょうか、資格要件を満たすということかと理解をいたしますので、それにふさわしい明確さが必要だと思いますし、同時に、注意書きにもございましたけれども、具体的にどの電源規模にどういうタイミングでどういう支援をといるところについては、調達価格の算定委等々のところの買取の要件区分にかかわってくるという理解をしております。そういう理解でいいかということであ

ります。この要件というのがどういう位置づけのものかという点でございます。

それにかかわって、明確化の点で、スライドの18と22のところに、地域消費型についての要件があるんですけれども、これはアンドなのかオアなのかという点であります。つまり、2つ両方満たさなきゃいけないのか、それともいずれかの要件を満たせばいいのかというところについては、確認をお願いをしたいと思います。私はオアで読んでおりましたけれども、そういう理解でよいかということでもあります。

すみません、長くなって恐縮ですけれども、これは、内容に入りますと、第1回目の委員会の意見でも出ささせていただきましたが、若干やはり地域消費型というのが狭いのではないかという点は、懸念をしているところであります。自家消費、需給一体型の重要性も、それから地域で消費をされるという点も非常に重要だと思っておりますが、同時に、やはり特に農山村地域などにある再エネのポテンシャルをうまく生かして、それを需給地に運んでいくということが、今このタイミングとしては非常にエネルギー政策としても重要ではないかというふうに思うからです。結果として、それが農山村地域の活性化を生むということは期待をするところでもありますし、社会的受容性を高めるという点でも大事かというふうに思います。

具体的な点では、幾つか地域型といいましょうか、この点について、特に地域消費型のところについて、追加的に可能性を考えていただきたい、対象とすべき案件について考えていただけないかというものがございます。

一つは、現在の太陽光の入札制度において、保証金等々の減免等のところで、地域共生案件という区分を使って整理をしております。ここでは自治体の一定の関与ということをや要件としているかと思っておりますけれども、これとの整合性をどういうふうにするかという観点から、詳細な要件については明確化するにしても、やはり自治体が事業主体である、あるいは自治体が一定の程度、事業出資をしている場合、それから法定計画、例えば農山漁村再エネ法等々の計画の中に位置づけられている、あるいは条例の中での位置づけ等々の公式の計画の中に位置づけられている案件についてといったようなものは、自治体が主導した、主体となったエネルギーシステムの構築という点でも、資するところがあるのではないかというふうに思うからです。

それと、もう一つは、これは従来、市民出資型で行っていらっしゃる市民発電所といったようなタイプのものについて、どういうふうを考えるかというのは検討の余地があるように思います。

熱の利用のところなんですけれども、基本的に、熱電併給をこういう形で地域案件の中に入れていただくのは賛成なんですけれども、逆に、熱についてなんちゃって熱の利用というのがないように、きちんと熱と電気のやはり一定の総合効率を達成をするといったような、踏み込んだ明確化は必要ではないかというふうに思っております。

最後ですけれども、スライドの30のところでございます小規模の事業用太陽光についてであります。多分、一番最後のポジションのところそれが意識されているかと思えます

けれども、やはり最近多く行われるようになりつつあると思いますけれども、農地、特に
荒廃農地を使ったソーラーシェアリングであります。こちらは、特にやはり土地の制約が
日本にとって、一つの再エネ拡大にとっての障壁になっているというふうに理解をしてお
りまして、むしろ営農者が一定の規模の事業をするものについては、エリジビリティ、
こうした地域案件として認める余地を考えてもいいのではないかと思います。

他方で、これは農業委員会の手続ですとか入札の手続との、手続についてもやはりきち
んと整備をして、促進をするということが必要だというふうに思いますので、これについ
てはぜひ関係省庁で詰めていただきたいというふうに思っております。

本当の最後でありますけれども、冒頭に長山委員がおっしゃった点についてであります。
これは、ここで議論している地域活用案件ということを超えて、私も共感するところがあ
りまして、何かといいますと、いわゆるこのFITあるいはFIP、買取制度によらない
再生可能エネルギーの拡大の方策というものを、やはりきちんと考えるタイミングになっ
ているのではないかと思います。今、この委員会は制度改革を念頭に置いた委員会ですの
で、ここでやるのが適切かどうかということはございますけれども、しかしながら、やは
りそうした買取支援制度によらない拡大の方策、それが何らかの制度あるいは制度障壁の
撤廃によってできるのかどうか、いろんな論点あるかと思いますので、こうした点につい
てはぜひご検討をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、祓川さん、お願いします。

○祓川オブザーバー

ありがとうございます。

いろいろ先生方から、細かい点も含めてご意見を拝聴させていただきました。協会とし
ては、本日、事務局でご説明いただきました考え方、方向性あるいは整理等については賛
同いたします。特に、社会的なニーズもございますので、レジリエンスについての考察を、
お考え方、方向性をさらに強めていただけるということが重要ではないかなというふうに
考えております。

風力発電につきましては、競争電源として位置づけられているということで認識してお
りまして、それに異議は協会としてもございませんが、ちょっと思ったんですけど、小型
の風力発電は競争電源になるんだなというふうに考えました。果たして小型の風力発電機
が地域活用電源のものと同様なものが出てきた場合の対象はご検討されているのか、ある
いは、いや、風力は一括ですから、一つでまとめて競争電源でいきたいと思いますというお考え
なのか、今、ご検討中であれば、またそれも一つでございますけど、そこら辺ちょっと感
じたところでございます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございます。

では、鈴木さん、お願いします。

○鈴木オブザーバー

ありがとうございます。

太陽光発電協会から3点申し上げさせていただきます。

まず、13ページの自家消費の確認というところでございますけれども、ここに発電設備の規模に応じた需要の確認等というふうなことが記載されています。太陽光発電の場合、発電設備の規模と需要との関係と申しますと、おおむね使用する電力を賄う発電設備の規模としては、大体、使用電力の3～4倍ぐらいの規模が必要ではないかと考えております。この点、1点ちょっと申し上げさせていただきます。

続きまして、37ページの最後のまとめのところでございます。小規模事業用の太陽光発電については、低圧のところでおまとめいただいておりますけれども、この中で、2020年度からの設定を前提にということ整理いただいております。2020年と申しますと、事業者におきましては、もう現在既に、例えば土地の確保ですとか、設備に対する準備とか、そういったことが既に始まっておりますので、そういったことを考慮いたしますと、仮に2020年度からこういった前提とされているのであれば、そのところにつきましては、その施行時期につきまして、調整というのをぜひこれはご検討いただく必要があるかと考えております。

最後でございますけれども、この低圧の50キロ未満のところには、余剰売電とそれから災害時に活用可能な設備という2点で整理いただいておりますけれども、低圧におきましても、地域の消費ということも、自治体との関係とか十分あるかと思っておりますので、この中の制度の中にはぜひそういったシステムを、低圧の分についても地域消費というのは加えていただきたいと考えております。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

この後ですけれども、圓尾委員、それからオブザーバーの経団連の谷川さん、その後、大石委員、それから日本商工会議所の山本オブザーバー、その後が山内委員と。一通りこれで委員は全員回ったという形かと思えます。

では、圓尾委員、お願いします。

○圓尾委員

私も事務局のご提示いただいた案に特段異論はありません。気になったところを2点だけお話ししておきます。

1点目は、桑原委員もご指摘のところですが、自家消費型で認定を受けた後に状況が変わるといえるのは、十分ある話だと思います。事業者の悪意のあるなしにかかわらず、隣接す

る工場の稼働状況が変わるなんていうことはあると思いますので、そのときにどう対応するかは考えておく必要があると思います。その対応策として有力な案としては、松村先生がご指摘になったような、自己消費をしたほう得になるというスキームがあれば、解決するかもしれないと思っています。いずれにしても、ここは検討が必要だと思います。

2点目は、地域消費型に関してです。特に自治体と事業者がコミュニケーションをとって、防災計画等に位置づけられていることがその条件というのは、私も非常にいい整理だと思います。明確です。恐らく、現在、自治体間でもレジリエンスに関しての取り組み状況、検討状況は非常にばらつきがあると思います。したがって、こういったことをきっかけに、日本の各自治体がこの問題について考えることになる点でも、非常に大事だと思っています。

ただ、先ほどの地域振興に関してのご意見なんかも聞いていて思ったのですが、やはり、いろんな捉え方がなされるものですから、何のためにこの制度をやって導入しているのかということ、もう少しわかりやすく、明確にエネ庁から自治体に対して発信をしないと、防災計画に位置付けるためのハードルがむやみに高くなってしまったり、その他いろんなコストが高くなったりとか、弊害のほうが出てくる可能性もあると思います。このとおりに進められるのであれば、自治体に対してのエネ庁からのコミュニケーションというのも、非常に大事なポイントになってくると思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、谷川さん、お願いします。

○谷川オブザーバー

私からは、発電所からのアウトプット、発電所へのインプット、事業用太陽光の3点を中心に発言いたします。

まず、発電所からのアウトプットに関しては、事務局から提案された考え方で、自家消費型、地域消費型のいずれについても、基本的に異論ございません。

その上で、認定時に要件を満たしていると確認することが重要であることは、言うまでもありません、すでに複数の委員からご指摘ありましたように、事業開始から10年、15年と長期間が経過する中では、さまざまな事情変更が発生することも考えられます。認定後も売電期間の間、地域活用要件が継続的に満たされていることを確認し、状況に応じて認定取り消しなどの対応をとる体制を整備いただきたいと思います。

また、地域消費型の中でも電気を地域消費する類型については、理論上、市町村が出資する小売が地域に重点的に売電するとは限らないと思います。例えば、公共施設や住民で組織する組合、域内に立地する商工業施設などが小売事業者の主たる売電先を構成することを、契約によって確認するなど、行政コストにも配慮しながら、一定比率を域内で売電していることを定期的に確認する仕組みが必要ではないかと考えます。

次に、発電所へのインプットについてです。バイオマスについては、かねて申し上げておりますように、本来、エネルギー政策上は単なる非化石電源として扱い、必要があれば、農林行政などにおいて補助策を講じるべきものだと考えております。それでも、資源・エネルギーの地域循環が実現するものであれば、CO₂削減やレジリエンス確保の観点から、FIT制度の対象とする意義が一定程度あることは理解いたします。

他方、燃料を遠方から調達する場合、輸送の長距離化によって、コストもさることながら、ライフサイクルでのCO₂排出もふえてしまうと認識しております。そうした電源を支援することは、FIT制度の趣旨に反するのではないかと思います。

こうした背景を踏まえますと、発電所へのインプットのあり方を十分考慮せずに新制度を設計することには、同意いたしかねます。内外無差別ルールへの抵触が懸念されるという事情は理解できますが、線引きができないということでしたら、一律FIT制度の対象外とすることも検討いただきたいと思います。

次に、事業用太陽光についてです。資料に記載いただいた電源ごとの考え方について、基本的に違和感はありません。

ただ差し当たり来年度、高圧太陽光については、現行制度での対応を続けることになると理解いたしました。入札対象の拡大を継続するとともに、入札逃れによる不当な利益が発生することのないよう、調達価格等算定委員会において検討いただきたいと思います。また、今後の高圧太陽光の取り扱いについて、2020年度末までに抜本見直しを行うという法附則の趣旨ののっとり、迅速に検討が進められることを期待しております。

低圧事業用太陽光については、地域活用要件の導入期日を2020年度4月よりも先延ばしすべきという意見があったと理解いたしましたが、長過ぎる猶予を持たせれば、これから土地と系統接続を新たに確保して駆け込んでくる案件を、大量に受け入れることにもなりかねないと懸念いたします。リードタイムが短い低圧案件が対象であることを踏まえた対応をお願いいたします。

ソーラーシェアリングのような案件に対する考え方については、その土地に由来する収益に占める売電収入の割合などをもとに、エネルギー事業が実質的に本業か副業かを確認すべきではないかと思います。そのうえで、エネルギー事業を本業とするものについては特別扱いをせず、他と同様の要件を課すべきではないかと思います。エネルギー事業が副業であるものについては、原則として本業、例えば農林水産行政などにおいて支援すべきものだと考えますが、FIT制度が他の行政分野での施策に逆行しないよう、一定の例外を検討することも考えられると思います。ただし、電気料金に由来するFIT賦課金がさまざまな行政分野における補助金を肩がわりするような事態にならないよう、執行状況をしかるべき場で継続的に監視・検討していただく必要があると思います。

いずれにせよ、地域活用電源への支援は自立化までの経過措置と認識しております。今回の抜本見直しが完了した後も、不断の見直しが不可欠であると考えます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、大石委員、お願いします。

○大石委員

ありがとうございます。

まず最初に、長山委員、それから高村先生のお話を聞いていまして、基本的にちょっと疑問に思ったことを幾つかですね。

まず最初に、FITのこの抜本の見直しということなんですけど、これがそもそも法改正になるのかどうか、旧法を廃止して新法を成立する話としてなっているのかどうかというところを今考えております。といいますのも、そもそもFITというのはできるだけ再生可能エネルギーを速やかに導入するためにつくられた制度で、国民としては、確かにそのために負担はしてきましたし、過度な負担というのは確かに困る部分もありますけど、一番困るのは、せっかくFIT制度を利用してこれだけふえてきた再生可能エネルギーが、FIT制度がなくなると同時に世の中から減ってしまうというのが、国民にとっては一番これはマイナスではないかなというふうに思っております。そういう意味で、今回、再生可能エネルギーの主力電源化ということで、制度の改革を行っているわけですが、そもそもの根本のところを維持できるような対策となると、これはもしかしたら1回目にお話しすべきことだったのかもしれませんが、感想として述べさせていただきます。

それから、あと、24ページから26ページの農山村地域の活性化に資する内外無差別の原則ということで、すごく個別なことに今度飛んでしまいますけれども、以前からこの山林のことについては、WTOなどのことがあって、なかなか地域の森林を使うことに対して、インセンティブが得にくいというような話も聞いてはいますが、一方、今回、レジリエンスですとか、それから地域振興ですとか、あと温暖化防止ということを考えてときには、これはしっかり理由がつくものだというふうに思っております。海外から輸入してきたバイオマス、森林を使うよりも、やはり今、国内でこれだけたくさん山が放置されていて、CO₂の吸収もとまっている中で、これを使っていくということのインセンティブというのは十分あると思いますので、余り内外という問題は、確かにあると思いつつも、必要なところをしっかりと発言していただければなと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございます。

では、商工会議所、山本さん、お願いします。

○山本オブザーバー

ありがとうございます。

私どもといたしましては、まず事務局案が自家消費、また地域消費を優先的に評価して

いるという点については、支持をいたします。

ここで懸念という点でございますけれども、地域消費、熱利用に当たりましては、制度設計に当たって特にご留意いただきたい点として、やはりコストの問題がございます。熱利用のためのコストが追加的に発生する、また算定されることにより、国民負担抑制という大目的にブレーキがかかるということを危惧しております。この点を念頭に置いたご検討をお願いしたいと思っております。

また、先ほど来、要件、そういった話、出ておりますけれども、将来的な自立を目指すことがFIT制度でございますので、例えば熱利用のための設備が真に有効に機能し、また、地域に便益をもたらしているのかがコストベネフィット的にも明確に確認できるような、慎重な制度設計をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、山内委員、お願いします。

○山内委員

もうみんな指摘されているので、簡単に気がついたところだけですけれども、やはり制度設計をするときに一番問題になるのは、意図と違う方向に現実が動いていくというような、そういう制度設計の穴というか、そういうものがあってはいけないというふうに思っています。その一番端的な例は、やっぱり皆さんご指摘になった、自家消費型のいかに逆インセンティブにならないような形にするかということだというふうに思います。

それで、それについても何人かの方がご提案されているので、具体的にできるかどうかは別にして、参考になるなと思ったんですけど、ジャストアイデアで私が思ったのは、一番、これは本当に現実的にできるかどうかはわからないですけども、買取価格、非線形にしちゃうなんていうのはあり得て、要するにたくさん出したら安くなるというふうな、そんな形のものがあるのかなと。それは、ただ、さっき松村さんが言ったように、市場価格との連動とかがあっていうのに絡めていくと、理屈の上ではそういうような形のものになるのではないかなというふうに思っています。

それから、2つ目は、レジリエンスの話で、これはさっき岩船さんの指摘にもありましたけど、かなりレジリエンスを気にしていて、時節柄しようがないし、私の親戚も千葉県で停電になりましたけども、重要なことだとは思いますが、ここでレジリエンスと言っているものが、本当にそれが実現するのとか、レジリエンスに役に立つのかって、その辺の確認ってやっぱり必要だと思うんですね。

それで、これはさっきのマーケットの話とはちょっと違いますけど、制度の意図ということである、やはりそういった点もちょっとわなに陥らないようにしなきゃいけないなというふうに思っています。

それから、4つ目は、地域消費型で、これは何人かの方もご指摘されましたけども、自

治体っていうのがかなり強調されているわけですがけれども、自治体以外でもいろいろな捉え方あるじゃないかって、そのとおりだと思います、こっちはですね。何かいろんな具体的な例とりながら、これも漏れというか、間違いがあっちゃいけないんですけれども、柔軟な解釈というのがあるのかなと思っています。

それから、バイオマスのWTOとの関係なんですけど、さっきおっしゃったように、ライフサイクルCO₂なんていうのも非常に重要なポイントだと思いますし、それから、これは自治体と絡めてやると、ある程度の自治体以下になるとWTOを外れると思うので、その組み合わせで何とかできないのかなって、これもジャストアイデアなので具体的にわかりませんが、そういうことも考えられるんじゃないかなんていうことを思いました。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

委員、オブザーバーの皆様からの発言はこれで一通りと考えてよろしいでしょうか。

そうしますと、事務局のほうで何かご対応とか。

○清水新エネルギー課長

多数ご議論、ありがとうございました。具体的な対象ですとか要件の精緻化といったことにつきまして、本当、多数アイデアを頂戴いたしましたので、きょういただいたお話も踏まえながら、よく事務局として検討を深めていきたいと思っています。

幾つか事実関係の確認といったことでご質問いただいた点についてご回答させていただきますが、まず、今回のそういう意味では電源ごとのところに風力が入ってないというお話がございましたが、今回の主力化小委の議論に当たりましては、前提となる大量導入小委員会における競争電源、地域活用電源というところの整理に、まずはそこを出発点とさせていただきます、こういった形で4つの電源についてまず整理をさせていただいておりますので、きょうのお話も踏まえながら、風力の位置づけということについてはまた検討していきたいと思っています。

同様に、FITかFIPかといったこと、それから、この地域活用電源についてはイコールFITなのかといった点についても、松村委員、高村委員等からも指摘ございましたが、同様に、事務局としては、大量小委員会の間取りまとめ、まず議論の出発点ということでこうした形で出させていただいておりますので、また議論を深めていただければというふうに思っております。

それから、地域消費のところの定義のところ、andかorかというご質問について高村先生からいただきまして、事務局の案といたしましては、これは緊急時における活用と平時における消費ということで、andということの前提で書かせていただいておりますが、地域消費というもののそういう意味では捉え方といったことについても、きょう、さまざまご議論もいただきましてございますので、そのあたりも踏まえまして、また事務的に検討を進めていきたいと思っております。

それから、自治体とのコミュニケーションといった点につきまして、資源エネルギー庁と自治体さんとの間で、地域協議会ということで半年に1回ぐらい協議をさせていただいているところがございますが、本日のご議論の中でも、地域とのかかわり方、自治体とのコミュニケーションということは、我々にとっても非常に重要だと思っておりますので、そういった点もとらまえながら、自治体さんとの連携ということを深めていきたいと思っております。

以上でございます。

○山地委員長

ただいまの事務局の対応について何かございますか。

じゃ、長山委員、どうぞ。

○長山委員

昨年の2018年11月の大量導入委員会では、F I T制度からの自立化を進めていくため、F I T制度がなくても、再生可能エネルギーへの新規投資、というのが結構重要視されていて、今回はいつの間にかF I T制度がありきみたいな形になっちゃったのがちょっと疑問です。それとあと、託送料金も分散型エネルギーシステムが効率的に成立するには、将来的なネットワークで、というのも1年前の委員会資料に入っていて、この分散電源入れた場合の託送料金というのはもう一個の委員会のほうで多分話し合われるんでしょうか？という質問があります。

それとあと、イギリスはF I Tをもうやめてまして、結局かわりに小売電力に強制的に余剰電力を買わせるようなことにしまして、それが結局、自家消費の拡大につながっていったり、そういう事例もあるので、必ずしもドイツにこだわらなくても、むしろF I Tをやめるという方向が、F I T賦課金を減らすという政策意図に合っているんじゃないかなというふうなことも考えました。

以上です。

○山地委員長

何か。

○清水新エネルギー課長

F I Tからの自立化、それから今回の競争電源、地域活用電源における整理学等も含めて、そういう意味では、まさに先生方にご議論いただければというふうに思っておりますので、今後ともよくお願いいたします。

○稲邑調整官

今の託送のところは、ごめんなさい、コンテクストを踏まえてちょっと今、手元では確認できませんので、確認した上で、それが別の委員会でやるものであれば、そちらで扱うという形で、後ほどそれは確認させていただきます。

○山地委員長

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

本日は、私、事務局の資料を拝見したときに、なかなかうまくつくってあるなと思って、ここで判断を求められているのは、結局、小規模の事業用太陽光、それも50キロワット未満の低圧配電線に連系する部分で、ここについては2020年度から制度を入れようということで、具体的に詰めましょう。ただ、具体的に詰めるのは、調達価格等算定委員会という話になっている。あとは、いろいろ皆さんからご意見いただきましょう、そういう形だったんじゃないかと思うんですね。

そういう意味で、ちょっときょうの議論をある程度まとめてみますと、だから、小規模太陽光について、自家消費型の地域活用要件というのを今後設定していこうと。それも来年度中の導入を前提に、50キロワット未満のところについては要件設定を行おうと。そういうことに関して、それを具体的には、ここに委員長以下、委員全員おりますけれども、調達価格等算定委員会にお願いしよう。

ここまではよろしゅうございますか。いろいろご意見はいただいていますね。ちゃんとチェックしろとか、そういうことはありますけど。

高圧50キロワット以上については、地域での活用というのもあり得る、今後検討することでもあります。小規模の地熱、それから水力、バイオマス、これについては、自家消費型に加えて、地域消費型の活用要件というのがふさわしいだろうと。ちょっと自家消費という感じでもない。ただ、その上で、制度導入時期については、これも調達価格等算定委員会に対して検討をお願いしよう。こういう取りまとめであったかと思いますが、よろしゅうございますか、そういうことで。

特にご異論なければ、そういうことでこれから進めさせていただきたいと思います。人ごとみたいに言ってますけど、ここにいる調達価格等算定委員会委員長を初め、よろしくをお願いします。

そういう取りまとめでございます。

次回以降どうするか、事務局からお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

今回の開催につきましては、また日程が決まり次第、経済産業省のホームページでお知らせいたします。

○山地委員長

じゃあ、以上でもって本日の会合を終わります。

どうもありがとうございました。

—了—